

# 第22回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.serverworks.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社サーバーワークス

## 【目 次】

### ■ 事業報告

|                                                    |    |
|----------------------------------------------------|----|
| 1. 会社の現況                                           | 1  |
| (1) 当事業年度の事業の状況                                    | 1  |
| (2) 財産及び損益の状況                                      | 4  |
| (3) 対処すべき課題                                        | 5  |
| (4) 主要な事業内容                                        | 9  |
| (5) 主要な営業所                                         | 9  |
| (6) 使用人の状況                                         | 9  |
| (7) 主要な借入先の状況                                      | 10 |
| (8) その他会社の現況に関する重要な事項                              | 10 |
| 2. 株式の状況                                           | 11 |
| (1) 発行可能株式総数                                       | 11 |
| (2) 発行済株式の総数                                       | 11 |
| (3) 株主数                                            | 11 |
| (4) 大株主                                            | 11 |
| 3. 新株予約権等の状況                                       | 12 |
| (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 | 12 |
| (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況           | 15 |
| (3) その他新株予約権等の状況                                   | 15 |
| 4. 会社役員の状況                                         | 18 |
| (1) 責任限定契約の内容の概要                                   | 18 |
| (2) 社外役員に関する事項                                     | 18 |
| 5. 会計監査人の状況                                        | 19 |
| (1) 名称                                             | 19 |
| (2) 報酬等の額                                          | 19 |
| (3) 非監査業務の内容                                       | 19 |
| (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針                            | 19 |

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| (5) 責任限定契約の内容の概要.....                 | 19 |
| 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要..... | 20 |
| (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要.....  | 20 |
| (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要.....      | 22 |
| 7. 会社の支配に関する基本方針.....                 | 23 |

## ■ 計算書類

|                 |    |
|-----------------|----|
| 貸借対照表.....      | 24 |
| 損益計算書.....      | 25 |
| 株主資本等変動計算書..... | 26 |
| 個別注記表.....      | 27 |

## ■ 監査報告

|                    |    |
|--------------------|----|
| 計算書類に係る会計監査報告..... | 37 |
| 監査役会の監査報告.....     | 40 |

# 事業報告

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### 事業の経過及び成果

当事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により厳しい状況にありました。感染拡大の防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果もあり、企業の設備投資や個人消費等の持ち直しが期待されますが先行き不透明な状態が続くと想定されます。

当社を取り巻く国内ITサービス市場においては、IoT(注1)、AI(注2)などのデジタルトランスフォーメーション(DX)に関連するシステム投資が一層その存在感を強めていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、時間と場所を有効に活用できる柔軟な労働環境の急速な整備が求められており、アフター/ウィズコロナ時代の新しい働き方としてテレワーク環境の導入など新たなクラウド需要が発生し急速に普及が進んでおります。柔軟性と変化対応のスピードが要求される新しいビジネス領域は、パブリッククラウドに支えられた新たなデジタル技術を前提として拡大しており、中長期的には当該市場は堅調な成長が見込まれると予想される一方、クラウド導入には「文化」「組織」「人材／スキル」の変革や強化が重要となる中で多くの企業が課題を抱えており、短期的にはIT投資の抑制や導入プロジェクトの中止・遅延も見られ、2020年の国内パブリッククラウドサービス市場は成長が鈍化したしました。

一方、世界的には、パブリッククラウド市場をけん引するAmazon Web Services（以下「AWS(注3)」）の全世界売上高（2020年12月期）は前年比+30%の450億ドルに到達し、依然高い成長率を維持しながら順調に市場を拡大しています。

なお、当社では、従来よりテレワークをはじめとした柔軟な働き方に対応した労働環境や制度の整備を積極的に推進しております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社内外への感染防止と従業員の安全確保を最優先とすべくテレワーク体制を一層強化し、警戒レベルに合わせて、原則出社禁止や在宅勤務を推奨しつつ各オフィスキャパシティの半分を目安とした分散出社などを実施、また、テレワークに伴う毎月2万円の在宅勤務手当を従業員に支給するなどの取り組みを継続して行っております。営業活動においては、当初予定していた展示会等への参加は中止・自粛を余儀なくされておりますが、ビデオ会議システムを活用した社内外とのコミュニケーション、SNSを活用したオンラインセミナー・イベントの実施、動画配信等によ

るオンラインマーケティングを積極的に推進し、アフター/ウィズコロナ時代における新たな働き方へ順応しています。

このような状況の中、当社は、クラウド専業インテグレーターとして、AWSを中心としたクラウド基盤に関するコンサルティング、基盤構築・運用、クラウドサービスの機能強化、並びにシェア獲得によるビジネスの拡大に尽力してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は8,029,275千円（前期比17.9%増）、営業利益は419,799千円（同0.5%増）、経常利益は410,598千円（同2.5%減）となりました。投資有価証券の売却により特別利益246,221千円を計上した結果、当期純利益は482,271千円（同44.7%増）となりました。

なお、当社の事業はクラウド事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりませんが、製品・サービス別の業績の概要は以下のとおりであります。

#### （クラウドインテグレーション）

クラウドインテグレーションは、プロジェクト数（前期比6.0%増）及び取引社数（前期比14.7%増）は増加しましたが、当期第1四半期から第2四半期にかけての新型コロナウイルス感染症による営業活動の停滞、企業のIT投資の抑制などが影響しプロジェクト単価が減少（前期比30.5%減）しました。以上の結果、売上高は425,370千円（前期比26.3%減）となりました。

#### （リセール）

リセールは、既存顧客からの継続的な受注及び大口顧客のAWS利用料の増加によりARPU（注4）が堅調に推移するとともに、新規顧客の獲得もあってアカウント数も堅調に増加、また、セキュリティを中心とするサービス・ソフトウェアのライセンス販売、自社サービスの販売も堅調に推移しました。以上の結果、売上高は6,626,683千円（同22.9%増）となりました。

#### （MSP（注5））

MSPは、既存顧客からの継続的な受注により順調に増加しました。また、SRE（注6）の浸透により、大型顧客や案件に対しては専任チームを編成して対応にあたるなど、標準対応以上のサービス提供をMSPの役割として担うことが増え、当社でも体制を整えております。以上の結果、売上高は961,195千円（同22.6%増）となりました。

(その他)

その他は、特定顧客向けサービスの縮小により、売上高は16,026千円（同73.2%減）となりました。

〔用語解説〕

- (注1) IoT: 「Internet of Things」の略称であります。コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、相互に通信を行うことにより認識や制御を自動的にを行うことを意味します。
- (注2) AI: 「Artificial Intelligence」の略称であります。日本では「人工知能」として知られております。従来から概念として広く知られた言葉ですが、膨大なデータの分析・解析・学習処理をクラウドベースで実現することにより現実味を帯びはじめています。
- (注3) AWS: 「Amazon Web Services」の略称であります。Amazon.comの関連会社であるAmazon Web Services, Inc.が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称であります。
- (注4) ARPU: 「Average Revenue Per User」の略称であります。1社あたりの平均売上金額を表す数値であります。
- (注5) MSP: 「Managed Services Provider」の略称であります。顧客がAWS上に展開した仮想サーバーやネットワークの監視・運用・保守等を請け負うサービスであります。
- (注6) SRE: 「Site Reliability Engineering」の略称であります。Webサイトやシステムの信頼性向上に向けた取り組み（自動化、障害対応、パフォーマンス管理、可用性（システムが停止することなく稼働し続ける能力）担保など）を行い、価値の向上を進める方法論及び役割であります。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第 19 期<br>(2018年2月期) | 第 20 期<br>(2019年2月期) | 第 21 期<br>(2020年2月期) | 第 22 期<br>(当事業年度)<br>(2021年2月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)          | 3,066,175            | 4,477,879            | 6,811,373            | 8,029,275                       |
| 経 常 利 益 (千円)        | 38,585               | 335,635              | 421,214              | 410,598                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)      | 179,249              | 356,719              | 333,381              | 482,271                         |
| 1 株当たり当期純利益 (円)     | 32.95                | 62.11                | 49.49                | 66.68                           |
| 総 資 産 (千円)          | 2,553,426            | 3,171,914            | 4,472,152            | 10,717,899                      |
| 純 資 産 (千円)          | 1,318,207            | 1,736,665            | 3,035,107            | 8,855,333                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円) | 242.32               | 291.39               | 448.97               | 1,167.06                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2017年11月1日付けで普通株式1株につき4株の株式分割を行い、2019年9月1日付けで普通株式1株につき2株、2020年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合での株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第21期の期首から適用しており、第20期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### (3) 対処すべき課題

当社は、「クラウドで、世界をもっと、はたらきやすく」のビジョンを実現すべく、常に変化する経営環境、市場動向に的確に対処しながら、企業価値のさらなる向上に向けて事業展開を進めてまいります。加えて、社内開発のほか他社との協業・業務提携等により、次なる収益の柱となる新規事業を積極的に開発・育成してまいります。

当社の属するクラウド市場は、複数のクラウドサービスを適材適所に使い分けるハイブリッド／マルチクラウドを利用してビジネスの強化を図るエンタープライズ分野の大規模ユーザーを中心に拡大し、本格的な普及期に入ったと認識しております。「技術の新規性」を訴求し「機能的価値」を提供して成長を実現した初期市場とは異なり、成長市場で持続的な成長を続けるためには環境の変化を見越した事業戦略の立案・実行力と持続的成長を支える経営基盤の強化が課題と認識しております。

このような状況を踏まえ、次のような課題を掲げて計画的かつ迅速に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に対する懸念や企業活動の制約により、今後の企業のITに対する投資動向は未だ不確かかつ不透明であり、当社の今後の事業展開にも影響を及ぼす可能性が懸念されます。当社といたしましては、現時点で入手し得る適正かつ合理的であると判断する一定の条件に基づき事業計画を策定しておりますが、今後の事業環境の推移を注視し、見直しが必要と判断した場合には適時、積極的に開示してまいります。

#### ① クラウドビジネスの強化・拡大

当社はいち早くパブリッククラウド（注１）市場に参入し、AWSにおいてはAPN（注２）プレミアムコンサルティングパートナーの地位を継続して取得し、多数の新規顧客企業を獲得してまいりましたが、今後より一層クラウドの普及が進むことで、非クラウド市場において既存顧客企業を保有する大手企業も市場参入してまいります。成熟市場で成長を持続するためには、既存顧客企業との長期にわたる関係構築と利用量（料）の増加によるストック型ビジネスの強化が課題と認識しております。多数の案件の中から『収益率』『収益規模』『潜在成長性』の三要素を満たす顧客企業に対しては、上流のビジネスコンサルティングから運用負荷の軽減や最適化のためのマネージドサービスの提供まで、一貫したサービス提供を積極的に行ってまいります。

#### ② 優秀な人材の確保・育成

当社が属するクラウド業界は、特に技術者（エンジニア）の人材不足が深刻化しております。当社の提供するサービスは、特に技術者の技術力に依るところが大きく、今後も市場拡大が見込まれる中で当社が成長を持続していくためには、優秀な技術者を安定的に確保し続けることが重要な課題であると認識しております。

そのため、当社では、リモートワーク・時短勤務制度の導入など、ダイバーシティ（働き方の多様性）に対応した施策を積極的に推進し、ワークライフバランスの実現を率先的に図ることにより、次世代を担う優秀な人材の獲得に努めてまいります。また同時に、社員の能力開発・向上

のための研修、AWS認定資格（注3）取得補助の実施など、従業員の能力を最大限に発揮させる仕組みを確立してまいります。

### ③ 自社クラウドサービスの機能向上によるMSPの強化

当社のAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」は、顧客企業がクラウド導入パートナーを選定するにあたり当社を選択する、他社ベンダーとの差別化要因となっており、クラウドインテグレーション案件受注率向上に貢献していると認識しています。当社が今後も成長を持続していくためには他社ベンダーとの差別化が急務であり、サービスの優位性を高めるための機能強化・追加が必要不可欠であると認識しております。

また、クラウドコンピューティングの進展によって、企業は複雑化していくシステム開発への迅速な対応と、多岐にわたるシステム運用業務の運用品質・効率改善とコスト削減を同時並行的に高めていく必要に迫られています。これを解決する手段のひとつとしてMSPに注目が集まっています。当社ではAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」の提供によって徹底した運用自動化を実現しておりますが、継続的なサービス品質の強化が必要不可欠であると認識しております。

そのため、市場環境や技術動向の変化に俊敏に対応し、顧客ニーズに迅速に対応するための機能強化、またそれが実現可能な開発体制の強化を図ってまいります。

### ④ 事業展開のグローバル化

当社では日本国内において継続的な事業拡大を図っておりますが、中長期的な視点から展開を見据えたさらなる業容の拡大を図るにあたり、日本国内のみならずアジア太平洋（APAC）、北米市場をにらんだグローバル市場への進出が重要になると考えており、海外マーケットにおける情報収集と当社サービスの認知度向上のための活動を開始しております。

### ⑤ 事業ポートフォリオの拡大

当社は、クラウド専門インテグレーターとして、クラウド基盤に関するコンサルティング、基盤構築、運用支援サービスを提供しておりますが、AWSがインフラプロバイダーから本格的なアプリケーションスタック（注4）を提供する企業に進化していることに伴い、当社もIaaS（注5）だけでなく、プラットフォームサービス（注6）の拡充を図っていく必要があると考えております。また、今後クラウドファーストの潮流が一層鮮明化するに伴いより一層多様化・複雑化する顧客ニーズを的確に把握し、顧客ニーズを満たす適切な商品・サービスを提供し続けていく必要があると認識しております。

そのため、ビッグデータ、AIなど、将来的に成長が期待される事業分野におけるクラウド導入コンサルティングサービスや導入支援サービス等、提供サービスのポートフォリオを強化していく方針であります。具体的には、AWSが提供するサービスを活用し、サーバーレス開発、仮想デスクトップサービス、ボイスアプリケーションやAIコールセンター等の開発及びコンサルティング・導入支援サービスを開始しております。

#### ⑥ パートナー企業との協業推進及びM&Aによる成長の加速

当社は、2013年9月に株式会社テラスカイと資本・業務提携を行い、同社と合併で設立した「株式会社スカイ365」においてMSP（マネージドサービスプロバイダ）における障害監視等の基本的な定型業務を委託しております。

また、2018年7月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と、2020年2月に株式会社モンスター・ラボと、2021年3月にウイングアーク1st株式会社と資本業務提携を開始しております。株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、当社単独では獲得が困難な金融・公共案件等の大型案件の獲得を、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とは、同社が提供する各種ネットワークサービスと当社クラウドサービスの組み合わせによる市場開拓を、株式会社モンスター・ラボとは、同社が得意とするデジタルプロダクト／アプリケーション領域における補完的協業によるデジタルトランスフォーメーション推進を、ウイングアーク1st株式会社とは、当社の保有するクラウドインフラに係る幅広い技術と同社の保有するクラウドサービスの提供に係る技術の連携を推進し、両社顧客のデジタルトランスフォーメーション推進を目的としております。また、2020年6月8日開催の取締役会において、M&A及び資本業務提携に関わる費用等を資金使途とした第三者割当による行使価額修正条項付第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議し、2020年6月25日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了し、2020年9月2日をもって本新株予約権の行使がすべて完了し、5,156,837千円の資金を調達いたしました。

今後も、必要に応じて経営資源とノウハウを補完し合えるパートナーとの協業を図り、また、既存事業の強化と新たな事業軸を創出することを目的とするM&Aを積極的に検討・実施してまいります。常に変化する市場環境と多様化する顧客ニーズにスピード感を持つて的確に対処しながら企業価値のさらなる向上に向けて事業展開を進めてまいります。

#### ⑦ AWSとのパートナーエコシステム（注7）構築

当社は、AWSのパートナープログラムであるAWSパートナーネットワーク（APN）に加盟して、国内パブリッククラウド市場において高いシェアを有するAWSと強固なリレーションを構築しております。AWSと「パートナーエコシステム」を構築することでAWSから技術・ビジネス・販売及びマーケティング面におけるさまざまな支援を得ることが可能となり、相互に成長が加速する好循環を目指しております。今後も双方にメリットのある取り組みを進め、強固なエコシステムの構築を目指してまいります。

- (注1) パブリッククラウドとは、ソフトウェア、データベース、サーバー及びストレージ等をインターネットなどのネットワークを通じてサービスの形式で必要に応じて利用する方式のことを意味し、「IaaS」「PaaS」「SaaS」の大きく3つの種別に分類されます。
- (注2) APNとは、AWS Partner Network の略称であります。AWSパートナー企業のビジネス、技術、マーケティング、市場開拓等における活動を支援・促進するためのさまざまなサポートを提供する制度です。AWSの活用を支援する「コンサルティングパートナー」と、AWSを使ったソフトウェア・サービスを提供する「テクノロジーパートナー」の2つに大分されます。APNコンサルティングパートナーは、AWSに関する営業体制を保有し、AWSを活用したシステムインテグレーションやアプリケーション開発能力をAmazon Web Services, Inc.に認定されたパートナーの総称であり、営業・技術力、導入実績、貢献度等に応じて「レジスタード」「セレクト」「アドバンスト」「プレミア」の4階層が存在します。最上位のプレミアコンサルティングパートナーは、APNコンサルティングパートナーの中でも最も優れた実績を残したパートナーとして位置づけられております。
- (注3) AWS認定資格とは、AWS (Amazon Web Services) 上でアプリケーション開発やオペレーションが行えるだけの技術的な専門知識を持っていることを認定する資格であります。
- (注4) アプリケーションスタックとは、AWSのサービス提供範囲が、従来から提供しているインフラ層（インターネット経由でハードウェアやICTインフラをサービスとして提供）にとどまらず、インフラ層と相互運用性のある上層のプラットフォーム層（インターネット経由でOSやミドルウェア等のプラットフォームをサービスとして提供）に至るまで、サービスラインアップを拡充していることを意味しています。
- (注5) IaaS とは、Infrastructure-as-a-Serviceの略称であります。インターネットを経由して、CPUやメモリなどのハードウェア、サーバーやネットワークなどのITインフラを提供するサービスであります。
- (注6) プラットフォームサービスとは、商品やサービス・情報を集めた「場」を提供することで利用客を増やし、市場での優位性を確立するビジネスモデルであります。
- (注7) パートナーエコシステムとは、さまざまなパートナー制度を提供することによって戦略的な事業拡大を図る仕組みであります。

(4) **主要な事業内容** (2021年2月28日現在)

| サ   ー   ビ   ス                    | 事   業   内   容                                                                                                                                        |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クラウドインテグレーション                    | 従来のオンプレミス環境で運用されてきたシステムをクラウド環境へ移行する際の移行戦略の策定から、基盤のデザイン、構築・導入支援サービスを提供しています。お客様がクラウドを通じて実現するビジネス目標の設定から、実際の移行作業、クラウド導入後の運用計画に至るまで、クラウドに最適化された設計を行います。 |
| リ   セ   ー   ル                    | AWSを中心としたクラウドサービスを、当社独自の価値を付加したソリューションとしてお客様にリセールしています。特に、自社で開発したAWS運用の自動化を実現するサービス「Cloud Automator」を付加することにより、AWSのメリットを最大限に引き出すことができることが特長です。       |
| M S P (Managed Service Provider) | AWS上に構築したシステムの性能監視・障害監視、障害が生じた場合の復旧対応や、障害時に迅速な復旧を行うためのバックアップ取得、セキュリティパッチの適用など、24時間365日体制でインフラからミドルウェア層までをカバーする運用代行サービスを提供しています。                      |

(5) 主要な営業所 (2021年2月28日現在)

|             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 本 社 ( 東 京 ) | 東京都新宿区揚場町1番21号<br>飯田橋升本ビル2階        |
| 東京オフィスANNEX | 東京都新宿区神楽坂2丁目17番<br>B1F             |
| 大 阪 オ フ ィ ス | 大阪府大阪市北区芝田1丁目14番8号<br>梅田北プレイス5階    |
| 福 岡 オ フ ィ ス | 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目2番2号<br>博多東ハニービル8階 |
| 仙 台 オ フ ィ ス | 宮城県仙台市青葉区中央2丁目8番13号<br>大和証券仙台ビル8階  |

(注) 東京オフィスANNEX、大阪オフィス、福岡オフィス及び仙台オフィスにつきましては支店登記を行っておりません。

(6) 使用人の状況 (2021年2月28日現在)

|           |         |       |        |
|-----------|---------|-------|--------|
| 使 用 人 数   | 前期末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
| 149 (－) 名 | 19(△2)名 | 35.9歳 | 3.1年   |

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 前期末に比べ使用人数が19名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴う期中採用が増加したことによるものであります。

(7) **主要な借入先の状況**（2021年2月28日現在）

該当事項はありません。

(8) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社株式は、2021年1月15日に東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。

## 2. 株式の状況（2021年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,588,044株（自己株式340株を含む）
- (3) 株主数 4,897名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                                                                                  | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 大 石 良                                                                                                                  | 2,941,200株 | 38.76%  |
| 株 式 会 社 テ ラ ス カ イ                                                                                                      | 1,013,600  | 13.36   |
| 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ                                                                                                      | 260,000    | 3.43    |
| エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ<br>株 式 会 社                                                                                         | 260,000    | 3.43    |
| 羽 柴 孝                                                                                                                  | 192,168    | 2.53    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                                                                     | 137,000    | 1.81    |
| J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND<br>ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE<br>CLIENT ASSETS-SETT ACCT                      | 119,700    | 1.58    |
| BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK,<br>L I M I T E D ( L O N D O N<br>BRANCH) /SMTTIL/JAPAN SMALL CAP<br>F U N D C L T A C | 103,900    | 1.37    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>( 信 託 口 )                                                                                        | 103,500    | 1.36    |
| 大 塩 啓 行                                                                                                                | 95,740     | 1.26    |

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第三位を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、自己株式を340株保有しております。
4. 新株予約権の権利行使に伴い発行済株式数が461,892株増加しております。
5. 2020年9月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は10,800,000株、発行済株式の総数は3,745,962株それぞれ増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                |                     | 第 2 回 新 株 予 約 権                               | 第 3 回 新 株 予 約 権                               |
|------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                     | 2015年12月8日                                    | 2017年2月23日                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                     | 1,478個                                        | 1,200個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 23,648株<br>(新株予約権1個につき 16株)              | 普通株式 19,200株<br>(新株予約権1個につき 16株)              |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権1個当たり 1,600円<br>(1株当たり 100円)             | 新株予約権1個当たり 5,800円<br>(1株当たり 362.5円)           |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                     | 2017年12月9日から<br>2025年12月8日まで                  | 2019年2月24日から<br>2027年2月23日まで                  |
| 行 使 の 条 件                                      |                     | (注) 1                                         | (注) 2                                         |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,478個<br>目的となる株式数 23,648株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 1,200個<br>目的となる株式数 19,200株<br>保有者数 2名 |
|                                                | 社 外 取 締 役           | —                                             | —                                             |

|                        |                     |                             |                      |
|------------------------|---------------------|-----------------------------|----------------------|
|                        |                     | 第 4 回 新 株 予 約 権             |                      |
| 発 行 決 議 日              |                     | 2018年8月17日                  |                      |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 150個                        |                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式<br>(新株予約権 1 個につき       | 2,400株<br>16株)       |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない         |                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>(1 株当たり)    | 6,000円<br>375円)      |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2020年9月1日から<br>2028年6月30日まで |                      |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 3                       |                      |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | —                           |                      |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 150個<br>2,400株<br>1名 |

(注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
- (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日(以下「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2020年12月7日以降となる場合には、下記の上場日を「2020年12月7日」と読み替えるものとします。
  - イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
  - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
  - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
  - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。

- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
  - (6) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
  - (7) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
  - (8) 2020年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
2. 第3回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
  - (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日(以下「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2022年2月22日以降となる場合には、下記の上場日を「2022年2月22日」と読み替えるものとします。
    - イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
    - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
    - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
    - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
  - (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
  - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
  - (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
  - (6) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
  - (7) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

- (8) 2020年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

3. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
- (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日(以下「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2023年6月29日以降となる場合には、下記の上場日を「2023年6月29日」と読み替えるものとします。
- イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
  - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
  - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
  - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
- (6) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
- (7) 2020年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等の状況**

当社は、2020年6月8日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による行使価額修正条項付第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしました。なお、2020年6月25日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了し、2020年9月2日をもって本新株予約権の行使がすべて完了いたしました。

行使価額修正条項付第5回新株予約権（第三者割当て）

|     |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 割 当 日                            | 2020年6月25日                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (2) | 新 株 予 約 権 数                      | 3,500個                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (3) | 発 行 価 額                          | 本新株予約権 1 個当たり19,900円<br>(本新株予約権の払込総額69,650,000円)                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (4) | 当 該 発 行 に よ る<br>潜 在 株 式 数       | 潜在株式数：350,000株（本新株予約権 1 個当たり100株）<br>下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は350,000株であります。                                                                                                                                                                                                                         |
| (5) | 資 金 調 達 の 額<br>( 差 引 手 取 概 算 額 ) | 7,371,650,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (6) | 行使価額及び行使価額の<br>修 正 条 件           | 当初行使価額 20,880円<br>上限行使価額はありません。<br>下限行使価額は12,528円<br>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。 |
| (7) | 募 集 又 は 割 当 方 法<br>( 割 当 先 )     | 第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「割当先」という。）に全ての本新株予約権を割り当てます。                                                                                                                                                                                                                                                      |

|     |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (8) | 譲渡制限及び行使数量制限の内容 | <p>本新株予約権に関して、当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）を締結しております。</p> <p>本新株予約権買取契約においては、下記の内容について合意しております。</p> <p>①新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等（同規則に定める意味を有する。）の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当先に行わせません。</p> <p>また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意しております。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。</p> |
|-----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|      |                          |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                          | <p>②新株予約権の譲渡制限</p> <p>割当先は、当社の取締役会の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。ただし、割当先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。）を第三者に譲渡することは妨げられません。</p> |
| (9)  | 本 新 株 予 約 権 の<br>行 使 期 間 | 2020年6月26日から2022年6月27日（ただし、本新株予約権の発行要項第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。                                                                                                   |
| (10) | そ の 他                    | 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使等について規定した覚書を締結しております。                                                                                                                                                                                 |

（注）新株予約権の発行時（2020年6月25日）における内容を記載しております。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役寺嶋一郎氏、並びに常勤社外監査役井上幹也氏、社外監査役鳥弓尾務氏、兵法繁壽氏及び監査役望月明人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### (2) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役寺嶋一郎氏は、TERRANET代表、PC・ネットワークの管理・活用を考える会幹事長、特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアティブ協会副理事長・事務局長及び一般社団法人IIBA日本支部代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役兵法繁壽氏は、京橋インベストメント株式会社 パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 寺 嶋 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。             |
| 監査役 井 上 幹 也 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に事業活動・経営に関し、実務経験者としての見地から適宜発言を行っております。                    |
| 監査役 鳥 弓 尾 務 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計分野に関し、実務経験者としての見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 兵 法 繁 壽 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に金融・法務分野に関し、実務経験者としての見地から適宜発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 22,700千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,700    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が2,000千円あります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。

(b) コンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。

(c) 取締役及び使用人がコンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱する。又、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。又、コンプライアンス相談窓口を設置する。

(d) 監査役及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役会に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。

(b) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。

(c) 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ管理責任者を定め、まず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。

(b) 当該損失の危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月１回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。又、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として経営会議を原則毎週１回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
  - (b) 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。
  - (b) コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令遵守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。
  - (b) 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。
  - (c) 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項
- 取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。又、その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。
- (a) 重要な機関決定事項
  - (b) 経営状況のうち重要な事項
  - (c) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - (d) 内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
  - (e) 重大な法令・定款違反
  - (f) その他、重要事項

- ⑧ 当社監査役へ報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の取締役及び使用人等は、監査役に直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する。
- ⑨ 当社監査役の職務の執行のための費用又は債務の処理に関する方針に関する事項  
監査役から職務上必要と認められる費用について請求があるときは、当該費用を負担し又は債務を処理する。なお、監査役は、職務上必要と認められる費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
反社会的勢力排除規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、全取締役及び監査役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。

社外取締役及び社外監査役の豊富な経験、高い見識に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることで取締役会の機能を高めるとともに、業務執行については法令・定款・規程にしたがって経営会議に授權することで経営及び執行の質とスピードの向上を図っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分並びに重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役 4 名（うち社外取締役 1 名）で構成されており、原則として月に 1 回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた際に臨時取締役会を都度開催しております。また、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

② 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤社外監査役 1 名及び非常勤監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）で構成されており、原則として月に 1 回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款・規程等の遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。又、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③ 会計監査人

会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人の業務執行社員 2 名及び監査業務に係る補助者 14 名で構成されており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

④ 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する決議・協議及び諮問機関として設置しております。常勤取締役 3 名を構成員として、各部長及び常勤監査役が同席し、原則として週に 1 回の経営会議を開催して、経営に関する重要事項の協議等を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)         |            | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産           | 8,999,600  | 流 動 負 債                 | 1,519,659  |
| 現 金 及 び 預 金       | 7,426,126  | 買 掛 金                   | 846,369    |
| 売 掛 金             | 1,196,926  | 未 払 金                   | 20,679     |
| 仕 掛 品             | 40,740     | 未 払 費 用                 | 36,836     |
| 前 渡 金             | 272,321    | 未 払 法 人 税 等             | 166,497    |
| 前 払 費 用           | 59,797     | 未 払 消 費 税 等             | 59,344     |
| 預 け 金             | 629        | 前 受 金                   | 311,949    |
| そ の 他             | 5,206      | 預 り 金                   | 18,341     |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 2,148    | 賞 与 引 当 金               | 57,168     |
| 固 定 資 産           | 1,718,299  | 受 注 損 失 引 当 金           | 1,814      |
| 有 形 固 定 資 産       | 72,971     | そ の 他                   | 657        |
| 建 物               | 60,941     | 固 定 負 債                 | 342,906    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 12,029     | 繰 延 税 金 負 債             | 328,596    |
| 無 形 固 定 資 産       | 112,679    | 資 産 除 去 債 務             | 14,310     |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 93,247     | 負 債 合 計                 | 1,862,566  |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 15,597     | (純 資 産 の 部)             |            |
| 商 標 権             | 3,758      | 株 主 資 本                 | 7,984,292  |
| そ の 他             | 75         | 資 本 金                   | 3,201,973  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 1,532,649  | 資 本 剰 余 金               | 3,191,973  |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,402,808  | 資 本 準 備 金               | 3,191,973  |
| 関 係 会 社 株 式       | 50,000     | 利 益 剰 余 金               | 1,592,212  |
| 長 期 前 払 費 用       | 9,383      | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 1,592,212  |
| 敷 金               | 67,689     | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,592,212  |
| そ の 他             | 2,767      | 自 己 株 式                 | △1,866     |
| 資 産 合 計           | 10,717,899 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 871,041    |
|                   |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 871,041    |
|                   |            | 純 資 産 合 計               | 8,855,333  |
|                   |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 10,717,899 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年 3 月 1 日から)  
(2021年 2 月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 8,029,275 |
| 売 上 原 価                 |         | 6,804,593 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,224,681 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 804,881   |
| 営 業 利 益                 |         | 419,799   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 手 数 料               | 32,106  |           |
| 為 替 差 益                 | 5,758   |           |
| そ の 他                   | 1,599   | 39,464    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 株 式 交 付 費               | 24,826  |           |
| 市 場 変 更 費 用             | 17,058  |           |
| そ の 他                   | 6,780   | 48,665    |
| 経 常 利 益                 |         | 410,598   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 246,221 | 246,221   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 656,820   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 188,541 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △13,992 | 174,549   |
| 当 期 純 利 益               |         | 482,271   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年 3 月 1 日から)  
(2021年 2 月28日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |                       |              |         |             |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|--------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           | 利益剰余金                 |              | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰 越 利 益 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
| 当 期 首 残 高               | 609,597   | 599,597   | 599,597   | 1,109,941             | 1,109,941    | △ 900   | 2,318,236   |
| 当 期 変 動 額               |           |           |           |                       |              |         |             |
| 新 株 の 発 行               | 2,592,375 | 2,592,375 | 2,592,375 |                       |              |         | 5,184,750   |
| 当 期 純 利 益               |           |           |           | 482,271               | 482,271      |         | 482,271     |
| 自己株式の取得                 |           |           |           |                       |              | △ 965   | △ 965       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |           |                       |              |         |             |
| 当期変動額合計                 | 2,592,375 | 2,592,375 | 2,592,375 | 482,271               | 482,271      | △ 965   | 5,666,056   |
| 当 期 末 残 高               | 3,201,973 | 3,191,973 | 3,191,973 | 1,592,212             | 1,592,212    | △ 1,866 | 7,984,292   |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額<br>金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 716,858          | 716,858                | 12        | 3,035,107 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |           |           |
| 新 株 の 発 行               |                  |                        |           | 5,184,750 |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        |           | 482,271   |
| 自己株式の取得                 |                  |                        |           | △ 965     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 154,182          | 154,182                | △ 12      | 154,170   |
| 当期変動額合計                 | 154,182          | 154,182                | △ 12      | 5,820,226 |
| 当 期 末 残 高               | 871,041          | 871,041                | -         | 8,855,333 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・ 時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を適用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

#### (5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

#### (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等に係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

(9) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

**2. 会計方針の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**3. 表示方法の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**4. 貸借対照表に関する注記**

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 38,225千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 2,327千円

② 短期金銭債務 11,284千円

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 750,000千円 |
| 借入実行残高  | －千円       |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|      |           |
|------|-----------|
| 売上高  | 11,563千円  |
| 営業費用 | 118,181千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 7,588,044株 |
|------|------------|

(注) 当社は、2020年９月１日付けで普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 340株 |
|------|------|

(注) 当社は、2020年９月１日付けで普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 361,296株 |
|------|----------|

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。デリバティブは、為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客企業の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。預け金は、決済サービス会社に対する当社資金の預入であり、預入先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務又は資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減することを目的とした先物為替予約取引であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び預け金について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### b.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引方針・取引権限等を定めた管理規程に従い、経営管理部が決裁者の承認を得て行っております。

##### c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

|              | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金   | 7,426,126        | 7,426,126  | －          |
| (2) 売掛金      | 1,196,926        |            |            |
| 貸倒引当金(*1)    | △ 2,148          |            |            |
|              | 1,194,777        | 1,194,786  | 9          |
| (3) 預け金      | 629              | 629        | －          |
| (4) 投資有価証券   | 1,290,813        | 1,290,813  | －          |
| 資産計          | 9,912,346        | 9,912,356  | 9          |
| (1) 買掛金      | 846,369          | 846,369    | －          |
| (2) 未払金      | 20,679           | 20,679     | －          |
| (3) 未払法人税等   | 166,497          | 166,497    | －          |
| (4) 未払消費税等   | 59,344           | 59,344     | －          |
| 負債計          | 1,092,891        | 1,092,891  | －          |
| デリバティブ取引(*2) | 4,411            | 4,411      | －          |

(\*1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(3) 預け金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 売掛金

これらの時価は、短期で決済されるものを除き、一定の期間ごとに区分した債権ごとに信用リスクを加味した受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (4) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券に関する注記）をご参照ください。

## 負 債

### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

### ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 通貨関連

| 区分            | 種類     | 契約額等<br>(千円) | 契約額等のうち1<br>年超<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 評価損益<br>(千円) |
|---------------|--------|--------------|------------------------|------------|--------------|
| 市場取引<br>以外の取引 | 為替予約取引 |              |                        |            |              |
|               | 買建     |              |                        |            |              |
|               | 米ドル    | 792,775      | —                      | 4,411      | 4,411        |
| 合計            |        | 792,775      | —                      | 4,411      | 4,411        |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

### ② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 当事業年度（2021年2月28日） |
|--------|-------------------|
| 非上場株式  | 111,995           |
| 関係会社株式 | 50,000            |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

### 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 7,426,126    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 1,194,456    | 2,469               | —                    | —            |
| 預け金    | 629          | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 8,621,213    | 2,469               | —                    | —            |

## 8. 有価証券に関する注記

### (1) 売買目的有価証券

該当事項はありません。

### (2) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

### (3) 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式は、該当事項はありません。

関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式50,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### (4) その他有価証券

|                          | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの  | 株式  | 1,290,813        | 35,348       | 1,255,464  |
|                          | 債券  | —                | —            | —          |
|                          | その他 | —                | —            | —          |
|                          | 小計  | 1,290,813        | 35,348       | 1,255,464  |
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えないもの | 株式  | —                | —            | —          |
|                          | 債券  | —                | —            | —          |
|                          | その他 | —                | —            | —          |
|                          | 小計  | —                | —            | —          |
| 合計                       |     | 1,290,813        | 35,348       | 1,255,464  |

非上場株式（貸借対照表計上額 投資有価証券111,995千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(5) 本年度中に売却したその他有価証券

| 区分  | 売却額<br>(千円) | 売却益の合計<br>(千円) | 売却損の合計<br>(千円) |
|-----|-------------|----------------|----------------|
| 株式  | 252,243     | 246,221        | —              |
| 債券  | —           | —              | —              |
| その他 | —           | —              | —              |
| 合計  | 252,243     | 246,221        | —              |

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|         |          |
|---------|----------|
| 未払事業税   | 17,990千円 |
| 貸倒引当金   | 657      |
| 未払費用    | 2,562    |
| 賞与引当金   | 17,505   |
| 受注損失引当金 | 555      |
| 減価償却超過額 | 15,795   |
| その他     | 3,427    |

|          |        |
|----------|--------|
| 繰延税金資産小計 | 58,495 |
|----------|--------|

|        |        |
|--------|--------|
| 評価性引当額 | △2,668 |
|--------|--------|

|          |        |
|----------|--------|
| 繰延税金資産合計 | 55,826 |
|----------|--------|

#### 繰延税金負債

|              |          |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | △384,423 |
|--------------|----------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金負債合計 | △384,423 |
|----------|----------|

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金負債の純額 | △328,596 |
|-----------|----------|

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 法定実効税率             | 30.62%       |
| (調整)               |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.07         |
| 住民税均等割等            | 1.28         |
| 評価性引当額の増減額         | △0.10        |
| 法人税特別控除            | △4.78        |
| その他                | △0.52        |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | <u>26.57</u> |

#### 11. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

#### 12. 持分法損益等に関する注記

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 関連会社に対する投資の金額      | 50,000千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | 77,485   |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 10,872   |

(注) 上記の金額のほか、第三者割当増資による持分変動利益316千円が生じております。

#### 13. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

#### 14. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,167円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 66円68銭    |

(注) 当社は、2020年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

#### 15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年4月14日

株式会社サーバーワークス  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 倫哉 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サーバーワークスの2020年3月1日から2021年2月28日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットを経由した手段を活用し取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、重要な関連会社については、関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関連会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通

知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月14日

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 株式会社サーバーワークス             | 監査役会 |
| 常勤監査役<br>(社外監査役) 井上 幹也 ㊞ |      |
| 社外監査役 鳥 笥 尾 務 ㊞          |      |
| 監 査 役 望 月 明 人 ㊞          |      |
| 社外監査役 兵 法 繁 壽 ㊞          |      |

以 上